

## 令和5年度事業計画

### 1. 畜産経営安定対策について

#### (1) 配合飼料価格差補てん事業

(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金及び契約会員と配合飼料の価格差補てん契約を締結し、配合飼料の高騰時等に価格差の補てんをすることにより畜産経営への影響を緩和する。

#### ア 配合飼料の契約状況 (令和5年度)

加入経営者数

区分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	うずら等	計
加入者数(人)	356	298	51	41	8	1	755
構成比(%)	47.1	39.5	6.8	5.4	1.1	0.1	100

年間契約数量

区分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	うずら等	計
契約数量(t)	120,084	135,824	118,374	170,595	4,808	400	550,085
構成比(%)	21.8	24.7	21.5	31.0	0.9	0.1	100

積立金の徴収

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
積立金自動振替日	4月10日	6月9日	9月11日	12月8日
集金分納入期限	4月25日	6月27日	9月26日	12月25日

#### (2) 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業(令和4年度第4四半期)

(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金と委託契約を結び、事業参加者の取りまとめ、申請、価格差補てん金の交付に準じる方法で、交付事務を行う。

#### (3) 肉用子牛生産者補給金制度(受託)

(公社) 栃木県畜産協会の業務委託を受け、肉用子牛の個体登録、販売書類等の確認及び報告等を行う。

##### ・和子牛生産者臨時経営支援事業(新規)

(公社) 栃木県畜産協会の委託を受け、事業参加者の取りまとめを行う。  
平均価格と発動基準価格との差額の4分の3を交付

#### (4) 肉用牛肥育経営安定交付金制度(受託)

(公社) 栃木県畜産協会の業務委託を受け、肉用肥育牛の個体登録、販売書類等の確認及び報告等を行う。

#### (5) 肉豚経営安定交付金制度(受託)

(公社) 栃木県畜産協会の業務委託を受け、養豚農家が行う申請手続等の事務を支援する。

### 2. (一財) 畜産環境整備機構リース事業について

(一財) 畜産環境整備機構からの業務委託を受け、次の事業を行う。

#### (1) 畜産高度化支援リース事業(受託)

畜産経営者の畜産環境対策や生産性の向上を図るために、(一財) 畜産環境整備機構が畜産経営者に対して必要な施設・機械を貸付(リース)する当事業について、貸付申請等事務及び貸付料等の徴収並びに現地調査を行う。

#### (2) 畜産高度化支援補完リース事業(クラスターリース事業)(受託)

畜産クラスター事業(機械導入事業)の取組主体からの貸付申請を受け、(一財) 畜産環境

整備機構が機械装置を販売業者から購入し、取組主体に貸付（リース）する当事業の貸付申請等事務及び貸付料等の徴収を行う。

### 3. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）について

#### (1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の推進

国の「総合的な TPP 等関連政策大綱」に沿って、TPP11 及び EU との EPA や日米貿易協定対策及びコロナ禍対策として平成 30 年度から令和 4 年度補正予算で措置された当事業について、畜産クラスター計画の策定や適正な事業の執行を支援する。

#### (2) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の成果目標報告の支援

令和 3 年度中に機械装置の導入を完了した協議会は、令和 5 年度に（公社）中央畜産会へ当該事業について成果目標に係る効果の検証結果を報告することとなっているので、関係畜産クラスター協議会（関係栃木県飼料荷受組合事務局）に対し成果目標報告書の作成について支援を行う。

### 4. 肉用牛繁殖基盤強化関連事業について

(1) 肉用牛生産基盤強化対策事業（中核的担い手育成増頭推進）（(独法) 農畜産業振興機構事業）  
優良和牛繁殖雌牛を計画的に増頭した場合、増頭実績に応じて奨励金が交付される当事業について、基金協会が実施団体となり申請・交付事務を行う。

#### (2) 和牛繁殖経営緊急支援対策事業（県単事業）

優良和牛繁殖雌牛を計画的に増頭した場合、増頭実績に応じて補助金が交付される当事業について、基金協会が実施団体となり申請・交付事務を行う。

#### (3) 生産基盤拡大加速化事業（(一社) 全国肉用牛振興基金協会）

生産者が、畜産クラスター計画に基づき、優良な和牛繁殖雌牛（輸出に適した和牛子牛生産）を増頭する場合、増頭実績に応じた奨励金を交付する当事業について、畜産クラスター計画の策定や適正な事業の執行を支援する。

### 5. 畜産振興及び衛生対策事業について

#### (1) 牛トレーサビリティ制度について

牛の個体識別のための情報管理及び伝達を推進する。

#### (2) 家畜防疫互助基金支援事業について

伝播力の極めて強い口蹄疫、豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）、牛疫、牛肺疫の海外悪性伝染病が発生した場合の経済的損失を互助補償し、経営の安定を図るため互助基金の運営を支援する。

(3) 国・県が実施する畜産振興及び衛生対策に関する事業について生産者の要望に応じ事務手続き等の支援に積極的に取り組む。

### 6. 放射性物質検査に係る肉用牛出荷調整について

生産者から提出された食肉処理場毎の出荷計画書をチェックし、速やかに県畜産振興課へ送付することにより出荷が円滑に行われるよう支援する。

### 7. 会議関係等について

(1) 定時総会を 5 月に、理事会を年 2～3 回開催する。

(2) 各種事業に伴う業務打合せ会等を随時開催する。

(3) 行政庁、上部団体、関係機関及び畜産団体並びに会員と密接な連携を図りながら、情報の収集及び提供を行うとともに、より適切な指導・援助を行うことにより、畜産経営の健全な発展に努める。

以上